

【補足1:耐震安全性の分類】

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準で定める対象施設ごとの耐震安全性の分類を表 1 に示す。廃棄物処理施設は、この分類に明記されている施設ではないが、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き(環境省、令和 4 年 11 月)」では、(4)、(7)、(9)、(11)、(12)のいずれかに分類されると示されている。

表 1 耐震安全性の分類

対象施設		耐震安全性の分類		
(1)	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。)	I 類	A 類	甲類
(2)	災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	(2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲類
(6)	病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地方防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II 類	A 類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II 類	B 類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
(12)	(1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙類

【補足2:耐震安全性に関する県内事例】

耐震に関する設定について、埼玉県内の事例を表 2 に整理した。耐震安全性の分類は、いずれの事例も同じ分類(Ⅱ類、A 類、甲類)で、プラント設備についても建築設備と同じ分類(甲類)が設定されていた。

表 2 耐震安全性の分類、設計基準等(埼玉県内事例)

自治体	部位			プラント設備	出典
	建築構造体	建築非構造部材	建築設備		
久喜市	Ⅱ類	A 類	甲類	・甲類 ・火力発電所の耐震設計規程	基本計画 (R3)p.38
朝霞和光 資源循環 組合	Ⅱ類	A 類	甲類	・甲類 ・火力発電所の耐震設計規程 ・建築設備耐震設計・施工指針	基本計画 (R4)p.44
行田羽生 資源循環 組合	Ⅱ類	A 類	甲類	・甲類 ・火力発電所の耐震設計規程	要求水準書 (R6)p.47

以上